

平成 19 年 12 月 26 日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官
平成 19 年（行コ）第 290 号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件(原審・東京地方裁判
所平成 19 年（行ウ）第 222 号)
口頭弁論終結の日平成 19 年 10 月 29 日

判決

控訴人	全日本造船機械労働組合 関東地方協議会神奈川地域労働組合
被控訴人	国
処分行政庁	中央労働委員会
被控訴人補助参加人	トヨタ自動車株式会社
被控訴人補助参加人	三井物産株式会社

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用(補助参加によって生じた訴訟費用を含む。)は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 中央労働委員会が、平成 18 年(不再)第 53 号事件について、平成 18 年 12 月 6 日付け
でした命令を取り消す。

2 事案の概要

(1) 控訴人は、多国籍企業である被控訴人補助参加人らがフィリピン共和国に所在する
Toyota Motor Philippines Corporation(以下「フィリピントヨタ社」という。)の支配企業で
あってフィリピントヨタ社の労働者の労働条件に実質的に重大な影響力を及ぼしており、
ア 被控訴人補助参加人トヨタ自動車株式会社が、フィリピン共和国においてフィリピン
トヨタ社が **Toyota Motor Philippines Corporation Workers As-sociation**(以下「フィリピント
ヨタ労組」という。)を労働組合として承認すらしていない事態を放置していること及び
フィリピントヨタ労組の組合員の解雇問題につき、控訴人と協議すらしないことは不作為
による支配介入に当たる、

イ フィリピントヨタ労組の上部団体である控訴人が、上記のフィリピントヨタ社とフィ
リピントヨタ労組間の労働関係上の問題について、日本において被控訴人補助参加人らに
団体交渉を申し入れたのに対し、被控訴人補助参加人らがこれを拒否したことは団体交渉
拒否に当たる、

と主張して、平成 17 年 2 月 10 日、神奈川県労働委員会に対し、被控訴人補助参加人らを
被申立人として不当労働行為救済申立て(神労委平成 17 年(不)第 1 号事件。以下「本件中
立て」という。)をした。

神奈川県労働委員会は、平成 18 年 8 月 4 日、本件申立てについては我が国の労働組合法
の適用はなく、控訴人に申立人適格を認めることはできないと判断して、本件申立てを

却下するとの決定(以下「本件初審決定」という。)をした。

控訴人は、本件初審決定を不服として、同月 22 日、中央労働委員会に対し、再審査申立てをした(平成 18 年(不再)第 53 号事件)ところ、中央労働委員会は、同年 12 月 6 日、本件申立ては、我が国の労働組合法を適用すべき労使関係に関する申立てとは認め難く、本件申立ては不適法なものであるとして再審査申立てを棄却するとの命令(以下「本件命令」という。)をした。

本件は、控訴人が本件命令を不服としてその取消しを求めた事案である。

(2)原審は、不当労働行為の救済に関する我が国の労働組合法の規定は、我が国に存在する労使関係に対して適用されるところ、本件申立ては、控訴人の主張の実質は、フィリピン共和国におけるフィリピントヨタ社とその労働者又はフィリピントヨタ労組との間の労使関係において生じた労使紛争の救済を求めるもので、国外の労使関係を対象としたものであるから、本件申立てについて、不当労働行為の救済に関する我が国の労働組合法の規定の適用はないと判断し、控訴人の請求を棄却した。

(3)これに対して、控訴人は、請求の認容を求めて本件控訴を提起した。

3 争点及びこれに関する当事者の主張

次のとおり控訴理由を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第 2 事案の概要」の 2 に記載のとおりであるから、これを引用する。

(控訴理由)

(1)結社の自由及び団結権の保護に関する条約(ILO 第 87 号条約)は「この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。」

(11 条)と規定し、また、団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(ILO 第 98 号条約)は「労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して十分な保護を受ける。」(1 条 1 項)、「前記の保護は、特に次のことを目的とする行為について適用する。(b)組合員であるという理由又は労働時間外に若しくは使用者の同意を得て労働時間内に組合活動に参加したという理由で労働者を解雇し、その他その者に対し不利益な取扱をすること。」(同条 2 項)と規定している。

ILO は、平成 10 年に、これらの 2 条約を他の 6 条約とともに「国際労働基準」として取り上げた「労働基本権宣言」を採択し、これを中核的労働基準として超国家的な普遍性のあるものとした。したがって、上記諸規定には、国際法規としての国際慣習法の位置づけが与えられているのであって、少なくとも、団結権・団体交渉権の保障については、裁判規範として国内法的にも効力を有している。

そして、「企業は国際法主体性を持たない」との原則的枠組みの限界を超え、特に国家を凌駕するような経済力をもつ法主体は、それなりに国家と同様の義務を国際的にも負うとすべきである。

したがって、我が国に中心的な本社がある多国籍企業が、海外において、団結権や団体交渉権を侵害している場合には、我が国の労働委員会や裁判所も、国際慣習法である中核的労働基準の内容となっている ILO 第 87 号条約及び ILO 第 98 号条約の趣旨に照らし、憲法 28 条及び労働組合法を適用し、当該多国籍企業の不当労働行為性について判断しなければならない。

(2) 市民的及び政治的権利に関する国際規約は「すべての者は、結社の自由についての権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し及びこれに加入する権利を含む。」(22 条 1 項)、「この条のいかなる規定も、結社の自由及び団結権の保護に関する 1948 年の国際労働機関の条約の締結国が、同条約に規定する保障を阻害するような立法措置を講ずること又は同条約に規定する保障を阻害するような方法により法律を適用することを許すものではない。」(同条 3 項)と規定している。これらの条項は、特別の立法措置を要せずに国内法制に編入され、原則として直接適用できるものであり、適用しなければならない。

そして、本件について我が国の労働組合法の適用を否定することは、控訴人の団結権の保障を阻害するような方法による法律の適用であるから、これらの条項に違反し、憲法 98 条 2 項にも違反する。

4 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり控訴理由に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第 3 当裁判所の判断」に説示するとおりである。

(控訴理由に対する判断)

(1) 控訴理由(1)について

中央労働委員会及び都道府県労働委員会(以下「労働委員会」と総称する。)は、労働組合法 20 条の権限を行使する行政委員会として労働組合法 19 条以下の規定により組織されているものであり、不当労働行為に対する救済については、同法 7 条に規定する使用者の不当労働行為についてのみ、同法 27 条の 12 の規定に基づき、同条に定める救済を行う権限を有するものである。

したがって、控訴人が主張する ILO 条約の各規定は、労働委員会が不当労働行為に対する救済を行う根拠とはならないものというべきであり、また、上記各規定の趣旨及び内容に照らしても、上記各規定が、労働委員会に対し、本件のような国外の労使関係について労働組合法を適用し、同法 27 条の 12 に定める救済を行うべき義務を負わせているものと解することはできないから、上記各規定に基づいて、労働委員会が国外の労使関係を対象とする救済を行うことはできないものというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

(2) 控訴理由(2)について

控訴人は、本件について我が国の労働組合法の適用を否定することは、控訴人の団結権の保障を阻害するような方法による法律の適用であるから、市民的及び政治的権利に関する国際規約 22 条 1 項及び 3 項に違反し、憲法 98 条 2 項にも違反すると主張する。

しかし、控訴人が主張する同規約の上記規定が、労働委員会に対し、本件のような国外の労使関係について労働組合法の規定を適用し、同法 27 条の 12 に定める救済を行うべき義務を負わせているものと解することはできないから、本件について我が国の労働組合法の規定に基づく救済を否定することが、同規定及び憲法 98 条 2 項に違反するものということとはできない。

したがって、控訴人の上記主張は、採用することができない。

5 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとする。

東京高等裁判所第 12 民事部